

有限会社トシズ 行動計画

令和4年2月1日

静岡県牧之原市堀野新田 462-1

有限会社トシズ

代表取締役 沖本 登志春

当社は、次世代育成支援対策推進法に基づき、社員がその個性と能力を發揮し、仕事と家庭生活の調和を図り、社員にとって働きやすい雇用環境を整備するため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年2月1日 ～ 令和6年1月31日までの2年間

2. 計画の内容

〈内 容〉

男性・女性を問わず、子育てを行う社員等の職業生活と家庭生活との両立を支援し、働きやすい雇用環境の整備

目標1：計画期間内に、妊娠中や出産後の女性労働者に対する制度等の周知

〈対策〉

令和4年 4月～ 制度周知と利用促進、利用者以外の従業員の理解を増進するため、育児休業・介護休業等の各種関連制度及び当社の関連規定を全社員に周知する。
また、法改正があった際には、速やかに就業規則及び関連規定の見直しを行うとともに、改正ポイントを全従業員に周知する。

令和5年 4月～ 制度周知と利用促進、利用者以外の従業員の理解を増進するため、育児休業・介護休業等の各種関連制度及び当社の関連規定を全社員に周知する。
また、法改正があった際には、速やかに就業規則及び関連規定の見直しを行うとともに、改正ポイントを全従業員に周知する。

目標2：計画期間内に、女性社員はもとより、男性社員の育児支援を推進するため、育児休業及び子の（1歳未満の子のためを除く）看護休暇又は自社独自の子育て目的休暇等（以下「育児休業等」とする）を定めるとともに、育児休業等の取得率又は利用率（以下「取得率等」とする）を次の水準以上にする。

□男性社員：取得率等を10%以上 □女性社員：取得率等を75%以上

〈対策〉

令和4年 4月～ 育児休業等の取得率等の把握と社員へのアンケート調査による実態の把握
令和4年 9月～ 育児休業等による休業者の業務をカバーする体制整備（※）の検討
令和4年10月～ 整備した体制の実施
令和5年 3月 取り組みの評価と今後の改善策を検討する
令和5年 4月～ 改善策の実施

（※）代替要員の確保・業務体制の見直し・複数担当者制など

目標3：計画期間内に、所定外労働時間を削減するため以下の取り組みを行う。

- ①フルタイム労働者等の法定時間外・休日労働時間の平均が月45時間未満とする
- ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者ゼロとする
- ③「ノー残業デー」の徹底した実施

〈対策〉

- | | | |
|------|-----|---|
| 令和4年 | 3月～ | 「ノー残業デー」実施状況及びフルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の把握 |
| 令和4年 | 4月～ | 社内会議において「ノー残業デー」実施状況及びフルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の現状における問題点の検討を開始 |
| 令和4年 | 9月～ | 「ノー残業デー」の実施
社員研修の実施（年1回以上）及び社内連絡等による周知 |
| 令和5年 | 3月 | 当該取り組みの評価と今後の改善策を検討する |
| 令和5年 | 4月～ | 改善策の実施 |

4. 周知・公表の方法

- ①社内掲示板への掲示により周知
- ②「両立支援のひろば」にて公表

以上